

プロポーザル実施公告

次のとおり公募型プロポーザルを行いますので、参加を希望される方は、必要な書類を提出してください。

平成29年 7月31日

契約事務受任者

名古屋市観光文化交流局長 渡邊 正則

1 業務の概要

- (1) 業務名 名古屋城天守閣木造復元に向けた調査業務委託
- (2) 業務内容 別紙「仕様書」のとおり
- (3) 履行期間 契約締結日から平成30年 2月28日まで

2 参加資格

本プロポーザルに参加を希望する者は、次の(1)から(9)に掲げる要件をすべて満たしていることが必要である。なお、複数の法人、その他の団体で構成するグループでも応募可能とするが、その場合はいずれかの構成員を代表者とし、次のア及びイを満たしていること。

ア 代表者は次に掲げる(1)から(9)の要件を全て満たしていること

イ グループの構成員のうち、代表者以外の者は次に掲げる(1)、(2)及び(4)から(8)の要件を満たしていること

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第 167条の 4第 1項の規定に該当しない者であること。
- (2) 施行令第 167条の 4第 2項各号に該当する事実があった後 3年を経過しない者（当該事実と同一の事由により名古屋市指名停止要綱（15財用第 5号）に基づく指名停止（以下「指名停止」という。）を受けている者を除く。）又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者でないこと。
- (3) 平成29年度及び平成30年度名古屋市競争入札参加資格審査において、本契約の締結日までに申請区分「測量、設計」、申請業種「調査（社会系）」又は「調査（その他）」の競争入札参加資格を有すると認定された者であること。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第 154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者（同法に基づく更生手続開始の決定後、（3）に掲げる本市競争入札参加資格の認定を受けている者を除く。）でないこと。
- (5) 民事再生法（平成11年法律第 225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（同法に基づく再生手続開始の決定後、（3）に掲げる本市競争入札参加資格の認定を受けている者を除く。）でないこと。
- (6) 中小企業等協同組合法（昭和24年法律第 181号）、中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第 185号）又は商店街振興組合法（昭和37年法律第

141号) によって設立された事業協同組合等においては、当該組合の組合員が本プロポーザルに参加しようとする者等でないこと。

- (7) 本プロポーザルの公告の日から契約候補者選定までの間に指名停止の期間がない者であること。本市の競争入札参加資格を有しない者にあつては、本プロポーザルの公告の日から契約候補者選定までの間に指名停止の措置要件に該当する行為を行っていない者であること。
- (8) 本プロポーザルの公告の日から契約候補者選定までの間に名古屋市が行う契約等からの暴力団関係事業者の排除に関する合意書（平成20年 1月28日付け名古屋市長等・愛知県警察本部長締結）及び名古屋市が行う調達契約等からの暴力団関係事業者の排除に関する取扱要綱（19財契第 103号）に基づく排除措置の期間がない者であること。
- (9) 平成26年4月以降、国、都道府県、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項に規定する指定都市又は地方自治法第281条第1項に規定する特別区において、公的施設における入場者数見込み調査又は収支計画の策定業務の受託実績があること。

3 参加手続

(1) 担当部署及び問い合わせ先

〒460-8508 名古屋市中区三の丸三丁目 1番 1号

名古屋市観光文化交流局ナゴヤ魅力向上担当部ナゴヤ魅力向上室
(名古屋市役所本庁舎 5階)

電話 052-972-2406 FAX 052-972-4199

メールアドレス a2406@kankobunkakoryu.city.nagoya.lg.jp

(2) 実施説明書等の入手方法

名古屋市ホームページの調達情報サービスからダウンロードする。

アドレス <https://www.chotatsu.city.nagoya.jp/>

(3) 企画提案書等の提出

ア 提出期間

平成29年 8月23日から平成29年 8月29日までの午前 9時00分から午後 5時00分まで（土日祝日及び正午から午後 1時00分を除く。）

イ 提出場所

(1)に同じ

ウ 提出部数

8部（正本 1部、副本 7部）

エ 提出方法

持参による

4 審査の手続及び契約候補者の選定

提出された企画提案書等について、下記のように審査を実施する。企画提案書

等の評価は、学識経験者又は本市職員のうちから指名する「名古屋城天守閣木造復元に向けた調査業務委託事業者評価委員」が行い、最も優れている提案者を契約候補者として選定し、契約締結に向けた手続を行う。

(1) 第 1次審査（書面審査）

なお、企画提案書等の提出者が 5者以下の場合には、第 1次審査は実施しない。

(2) 第 2次審査（ヒアリング審査）

日程 平成29年 9月 4日午前（予定）

5 その他

(1) 企画提案書等の作成等提案に関して必要となる一切の費用は、提案者の負担とする。

(2) 次に該当する提案は、無効とする。

ア 本公告に示した参加資格を有しない者のした提案

イ 企画提案書等に虚偽の記載をした者の提案

ウ 企画提案書等の作成及び提出に関する条件に違反した提案

エ 見積金額が実施説明書に示した契約上限金額を超える提案

オ 審査の公平性に影響を与える行為をした者の提案

カ 仕様書に示した内容を満たしていない提案

(3) 提出期限後は提出された企画提案書等の差替え又は再提出は認めない（本市から指示があった場合を除く。）。

(4) 本プロポーザルに参加を希望する者で、2(3)に掲げる本市の競争入札参加資格を有していない者は、名古屋市ホームページの入札参加者登録（アドレス <https://www.chotatsu.city.nagoya.jp/>）において必要事項を入力した後、印刷した競争入札参加資格審査申請書その他所定の必要書類を平成29年 8月15日までに次の場所に提出し、契約の締結日までに当該資格の認定を受けていなければならない。

この場合には、本公告の写しを添える等の方法により、本プロポーザルに参加を希望している旨を明示すること。

〒460-8508 名古屋市中区三の丸三丁目 1番 1号

名古屋市財政局契約部契約監理課審査係

（名古屋市役所西庁舎11階）

電話 052-972-2321

(5) その他詳細は、実施説明書による。

「名古屋城天守閣木造復元に向けた調査業務委託」に係る
公募型プロポーザル実施説明書

1 業務の概要

- (1) 業務名 名古屋城天守閣木造復元に向けた調査業務委託
- (2) 業務内容 別紙「仕様書」のとおり
- (3) 履行期間 契約締結日から平成30年2月28日まで
- (4) 契約上限金額 金20,000千円（消費税及び地方消費税を含む。）

2 参加資格

本プロポーザルに参加を希望する者は、次の(1)から(9)に掲げる要件をすべて満たしていることが必要である。なお、複数の法人、その他の団体で構成するグループでも応募可能とするが、その場合はいずれかの構成員を代表者とし、次のア及びイを満たしていること。

ア 代表者は次に掲げる(1)から(9)の要件を全て満たしていること

イ グループの構成員のうち、代表者以外の者は次に掲げる(1)、(2)及び(4)から(8)の要件を満たしていること

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第 167 条の 4第 1項の規定に該当しない者であること。
- (2) 施行令第 167条の 4第 2項各号に該当する事実があった後 3年を経過しない者（当該事実と同一の事由により名古屋市指名停止要綱（15財用第 5号）に基づく指名停止（以下「指名停止」という。）を受けている者を除く。）又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者でないこと。
- (3) 平成29年度及び平成30年度名古屋市競争入札参加資格審査において、本契約の締結日までに申請区分「測量、設計」、申請業種「調査（社会系）」又は「調査（その他）」の競争入札参加資格を有すると認定された者であること。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第 154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者（同法に基づく更生手続開始の決定後、(3)に掲げる本市競争入札参加資格の認定を受けている者を除く。）でないこと。
- (5) 民事再生法（平成11年法律第 225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（同法に基づく再生手続開始の決定後、(3)に掲げる本市競争入札参加資格の認定を受けている者を除く。）でないこと。
- (6) 中小企業等協同組合法（昭和24年法律第 181号）、中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第 185号）又は商店街振興組合法（昭和37年法律第 141号）によって設立された事業協同組合等においては、当該組合の組合員が本プロポーザルに参加しようとししない者であること。
- (7) 本プロポーザルの公告の日から契約候補者選定までの間に指名停止の期間が

ない者であること。本市の競争入札参加資格を有しない者にあつては、本プロポーザルの公告の日から契約候補者選定までの間に指名停止の措置要件に該当する行為を行っていない者であること。

- (8) 本プロポーザルの公告の日から契約候補者選定までの間に名古屋市が行う契約等からの暴力団関係事業者の排除に関する合意書（平成20年 1月28日付け名古屋市長等・愛知県警察本部長締結）及び名古屋市が行う調達契約等からの暴力団関係事業者の排除に関する取扱要綱（19財契第 103号）に基づく排除措置（以下「排除措置」という。）の期間がない者であること。
- (9) 平成26年4月以降、国、都道府県、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項に規定する指定都市又は地方自治法第281条第1項に規定する特別区において、公的施設における入場者数見込み調査又は収支計画の策定業務の受託実績があること。

3 参加手続

(1) 担当部署及び問い合わせ先

〒460-8508 名古屋市中区三の丸三丁目 1番 1号

名古屋市観光文化交流局ナゴヤ魅力向上担当部ナゴヤ魅力向上室
（名古屋市役所本庁舎 5階）

電話 052-972-2406 FAX 052-972-4199

メールアドレス a2406@kankobunkakoryu.city.nagoya.lg.jp

(2) 企画提案書等の提出

ア 提出書類

- (ア) 企画提案書（様式 1）
- (イ) 業務実施体制（様式 2）
- (ウ) 業務の実施方針及び手法（様式 3）
- (エ) 業務実績（様式 4）
- (オ) 見積書及び内訳書（様式は自由）

イ 作成に当たっての注意事項

- (ア) A4縦長左綴じで、正本（ 1部）はホッチキス留めとし、副本（ 7部）はクリップ留めとして、合計 8部作成する。
- (イ) 正本には業務実績に記載した内容が確認できる書類（契約書の写し、受注証明書等）を添付する。
- (ウ) 副本には事業者名が特定できるような表示や表現は行わないこと。
- (エ) 提出期限後は提出された企画提案書等の差替え又は再提出は認めない（本市から指示があつた場合を除く。）。
- (オ) 企画提案書等に虚偽の記載をした場合は、提案を無効とするとともに、虚偽の記載をした者に対して指名停止を行うことがある。

ウ 提出期間、提出場所、提出方法

(ア) 提出期間

平成29年 8月23日から平成29年 8月29日までの
午前 9時00分から午後 5時00分

(土日祝日及び正午から午後 1時00分を除く)

提出期間後に到着した企画提案書等は無効とする。

(イ) 提出場所 (1)に同じ

(ウ) 提出部数 8部 (正本 1部、副本 7部)

(エ) 提出方法 持参による

エ 提出された企画提案書等の取扱い

(ア) 著作権は、提案者に帰属することとする。ただし、名古屋市情報公開条例 (平成12年名古屋市条例第65号) に基づく情報公開請求の対象となるほか、公表等が特に必要と認められる場合は、本市は企画提案書等の全部又は一部を無償で利用できるものとする。

(イ) 提出された企画提案書等は、本プロポーザルにおける契約候補者の選定以外の目的では使用しない。

(ウ) 提出された企画提案書等は返却しない。

(エ) 企画提案書等に含まれる著作権・特許権など日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果、生じた責任は提案者が負う。

(3) 実施説明書、仕様書等に対する質問及び回答

質問しようとする者は、質問票 (様式 5) に必要事項を記載し、電子メールで送信すること。

ア 質問の受付場所 (1)に同じ

イ 質問の受付期間 平成29年 7月31日から平成29年 8月8日の
午後 5時00分まで

ウ 質問に対する回答は、調達情報サービスに掲載する。

仕様の補足等が掲載されることもあるので、質問及び回答については企画提案書等の提出前に必ず確認すること。

4 審査の手續及び契約候補者の選定

企画提案書等の審査は、次のように行う。企画提案書等の評価は学識経験者又は本市職員のうちから指名する「名古屋城天守閣木造復元に向けた調査業務委託事業者評価委員」が行う。

(1) 審査の実施

ア 第 1次審査 (書面審査)

(ア) 提出された企画提案書等について、参加資格の確認及び別添の評価基準に従い書面審査を実施する。

(イ) 第 1次審査の結果、参加資格が有ると認められた者のうち、点数が上

位の 5者に対し、イの第 2次審査を行うものとするが、企画提案書等の提出者が 5者以下の場合は、第 1次審査を実施しない。

イ 第 2次審査（ヒアリング）

（ア） 日程 平成29年 9月 4日午前（予定）

詳細については対象者に別途連絡する。

（イ） 第 2次審査は、提案内容に対する確認や補足説明を主な目的として実施するもので、提出された企画提案書等のみを使用し、他の資料、機材等は使用しないものとする。

（ウ） 評価基準については、第 1次審査と同じものを使用する。

（エ） 本審査への出席者は 3人以内（うち 1人は業務を中心的に担当する者が望ましい。）とし、ヒアリング時間は 1者あたり30分程度（説明10分、質疑20分程度）を予定している。

ウ 評価基準

別添「評価基準」による。

(2) 契約候補者の選定

ア 提出された企画提案書等を審査し、最も優れている提案者を契約候補者として選定し、契約締結に向けた手続を行う。

イ 契約候補者となることのできる最低基準点をあらかじめ定めるものとし、それ以上の点数を得た提案者の中から契約候補者を選定する。

ウ 契約候補者と契約締結に至らなかった場合は、次順位の者を新たな契約候補者として手続を行うものとする。契約候補者が契約の相手方として決定される前に指名停止（本市の競争入札参加資格を有しない者にあつては、指名停止の措置要件に該当する行為を行っていたとき。）又は契約締結前に排除措置を受けた場合も同様とする。

エ 提案者が 1者であっても、本プロポーザルは成立するものとするが、審査の結果、最低基準点以上の点数を得られなかった場合は、契約候補者として選定しない。

オ 本説明書に示した参加資格がないと認められた者には、その旨及びその理由（以下「無資格理由」という。）を書面により通知し、その者が提出した企画提案書等は審査しない。この場合、通知を受けた者は、次のように無資格理由について説明を求めることができる。

（ア） 通知を受けた者は、当該通知を受けた日の翌日から起算して 7 日

（名古屋市の休日定める条例（平成 3 年名古屋市条例第 36 号）第 2 条第 1 項に規定する本市の休日（以下「休日」という。）を除く。）

以内に、書面（様式は自由。）により説明を求めることができる。

（イ） （ア）に対する回答は、原則として、その説明を求めることができる最終日の翌日から起算して 10 日以内に、説明を求めた者に対し、書面で行う。

5 審査結果の通知・公表

全提案者の順位と点数は、企画提案書等を提出したすべての者に書面にて通知するとともに、名古屋市ホームページの調達情報サービスの「随意契約の内容の公表」において公表する。

6 契約候補者に選定されなかった者に対する理由の説明

- (1) 5の通知を受けた者は、通知を受けた日の翌日から起算して7日（休日を除く。）以内に、当該提案者が契約候補者に選定されなかった理由（以下「非選定理由」という。）について、書面（様式は自由。）により説明を求めることができる。
- (2) 書面は持参して提出する。
- (3) 非選定理由の説明請求の受付場所及び受付時間は次のとおりである。
 - ア 受付場所 3(1)に同じ
 - イ 受付時間 午前9時00分から午後5時00分まで（正午から午後1時00分を除く。）
- (4) (1)に対する回答は、原則として、その説明を求めることができる最終日の翌日から起算して10日以内に、説明を求めた者に対し、書面で行う。
- (5) 書面にて回答を行った後においては、再度の非選定理由の説明請求は受け付けない。

7 その他

(1) 契約保証金の納付義務

有。ただし、名古屋市契約規則（昭和39年名古屋市規則第17号）第31条の規定に該当する場合は免除する。

(2) 無効となる提案等

ア 次に該当する提案は、無効とする。

- (ア) 本説明書に示した参加資格を有しない者のした提案
- (イ) 企画提案書等に虚偽の記載をした者の提案
- (ウ) 本説明書に示した企画提案書等の作成及び提出に関する条件に違反した提案
- (エ) 見積金額が1(4)における契約上限金額を超える提案
- (オ) 審査の公平性に影響を与える行為をした者の提案
- (カ) 仕様書に示した内容を満たしていない提案

イ 参加資格があることを確認された者であっても、契約候補者選定までの間に参加資格を有しないこととなった者は、参加資格を有しない者に該当する。

(3) 企画提案書等の作成等提案に関して必要となる一切の費用は、提案者の負担

とする。

- (4) 本プロポーザルに参加を希望する者で、2(3)に掲げる本市の競争入札参加資格を有していない者は、名古屋市ホームページの入札参加者登録（アドレス <https://www.chotatsu.city.nagoya.jp/>）において必要事項を入力した後、印刷した競争入札参加資格審査申請書その他所定の必要書類を平成29年 8月15日までに次の場所に提出し、契約の締結日までに当該資格の認定を受けていなければならない。

〒460-8508 名古屋市中区三の丸三丁目 1番 1号
名古屋市財政局契約部契約監理課審査係
（名古屋市役所西庁舎11階）
電話 052-972-2321

- (5) 本プロポーザルの提案者が本市から受領した書類は、本市の了解なく公表又は使用してはならない。
- (6) 1者につき提案は 1つとし、複数の提案はできない。
- (7) 契約内容の履行にあたり、企画提案書に記載した実施体制の変更は原則として認めない。ただし、担当者については、実務経験が同等以上と本市が認める場合はこの限りではない。
- (8) 企画提案書等の提出後に辞退する場合は、必ず書面（様式は自由。）により届け出るものとする。
- (9) 企画提案書等の提出後、本市が必要と認める場合は、追加書類の提出を求めることがある。追加書類の取扱い等については、3(2)エと同様とする。

様式 1

年 月 日

(あて先) 契約事務受任者
名古屋市観光文化交流局長

(提出者)
所在地
商号又は名称
代表者
役職・氏名

⑨

企 画 提 案 書

平成 29 年 7 月 31 日付で公告のありました「名古屋城天守閣木造復元に向けた調査業務委託」に係る公募型プロポーザルについて、公告及び実施説明書等の内容を承諾した上で、参加を表明するとともに、関係書類を提出します。

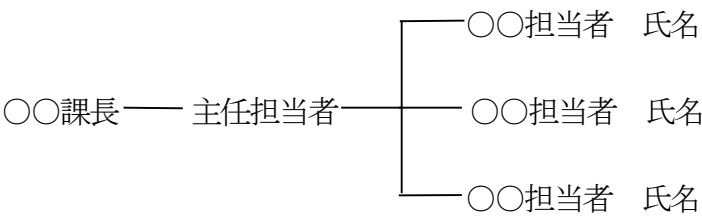
なお、参加資格の要件を満たしていること及び提出書類の記載事項は事実と相違ないことを誓約します。

(連絡担当者)
部署名
氏名(フリガナ)
電話
FAX
メールアドレス

業 務 実 施 体 制

※本業務を行う場合の実施体制を記入してください。

参考例



様式 3

業務の実施方針及び手法

--

様式 4

業 務 実 績

平成 26 年度以降の同種・類似した業務実績を記入してください。

件 名	
委 託 者	
履 行 期 間	
業 務 概 要	
特筆すべき成果	
件 名	
委 託 者	
履 行 期 間	
業 務 概 要	
特筆すべき成果	
件 名	
委 託 者	
履 行 期 間	
業 務 概 要	
特筆すべき成果	

※記載する業務実績は最大 3 件までとします。
※正本には上記に記載した内容が確認できる書類（契約書の写し、受注証明書等）を添付してください。

様式 5

年 月 日

(あて先) 名古屋市観光文化交流局ナゴヤ魅力向上担当部ナゴヤ魅力向上室
メールアドレス a2406@kankobunkakoryu.city.nagoya.lg.jp

「名古屋城天守閣木造復元に向けた調査業務委託」に
係る公募型プロポーザル
質 問 票

下記のとおり質問いたします。

項 目	(書類名称・ページ・項目など)
内 容	

注1：質問事項は、本様式 1 枚につき 1 問とし、簡潔に記載してください。
注2：送信後、電話、開封確認等で着信を確認してください。

所在地
商号又は名称
部署名
氏名(フリガナ)
電話
メールアドレス

名古屋城天守閣木造復元に向けた調査業務 事業者評価基準及び配点

(評価委員) _____

評価項目	評価ポイント	配 点	採 点
① 入場者数見込み及び収支計画の策定 【60点】	・短期間な調査方法は、効果的かつ現実的なものか	20	
	・長期的な調査方法は、効果的かつ現実的なものか	20	
	・収支計画の策定手法は、効果的かつ現実的なものか	20	
②民間活力の導入の検討 【60点】	・管理運営にかかる民間活力の導入のための調査は、効果的かつ現実的なものか	20	
	・便益施設及び収益事業にかかる民間活力の導入のための調査は、効果的かつ現実的なものか	20	
	・観光視点、家族視点などにかかる民間活力の導入のための調査は、効果的かつ現実的なものか	20	
③名古屋城にかかる課題整理	・名古屋城に係る課題整理にかかる調査は、効果的かつ現実的なものか	20	
④入場者数増加策の提案	・入場者数増加策の提案調査は、効果的かつ現実的なものか	20	
⑤経済波及効果調査	・経済波及効果の調査は、効果的かつ現実的なものか	20	
⑥各分野の専門家から構成される会議体の意見聴取・監修の実施	・各分野の専門家による会議体や意見聴取会のメンバーは適切かつ現実的なものか	20	
⑦業務全体(的確性)	・本業務の趣旨を十分理解し、業務内容に応じた効果的、効率的な提案がなされているか	20	
⑧業務全体(独創性)	・実施・提案内容に独自性があり、特に評価すべき新たな視点からの創意工夫が見られるか	20	
⑨費用の整合性	・提案内容と見積金額とに整合性があるか	20	
⑩ スケジュール管理	・スケジュール、作業項目及び作業期間等が具体的に提示されており、作業工程、内容等が適切で、実現可能なものか	20	
合 計 点		280	

※⑨以外は、1次・2次審査共通評価項目

提案者の順位の決定方法

- 提出された企画提案者等を評価基準に基づいて評価し、評価委員ごとに得点による順位点をつけ、順位点の合計の少ない者を契約候補者として選定する。なお、評価点に採点した評価委員人数を乗じた点数の6割を最低基準点とし、それ以上の点数を得た提案の中から契約候補者を選定する。
- 順位点の合計が同じであった場合は、次の方法により順位を決定する。
 - 各評価委員の評価点の合計点が高い者を上位とする。
 - (1)も同点の場合は、評価項目①の高い者を上位とする。
 - (2)も同点の場合は、評価項目②の高い者を上位とする。
 - (3)も同点の場合は、評価委員から意見を聞き、観光文化交流局長（契約事務受任者）が順位を決定する。

名古屋城天守閣木造復元に向けた調査業務委託 仕様書

1 件名

名古屋城天守閣木造復元に向けた調査業務委託仕様書

2 目的

名古屋城天守閣を木造復元した場合の「入場者数見込み及び収支計画の策定」、「経済波及効果の推計」、「民間活力の導入検討」、「課題整理及び入場者数増加策の提案」を実施する。

3 履行期間

契約締結日から平成 30 年 2 月 28 日まで

ただし、本市が指定する内容の中間報告（サマリー等）については、平成 29 年 12 月 28 日までに行うこと。

4 履行場所

本市が指定する場所

5 委託内容

名古屋城は、本市における観光拠点であるとともに本市が実施したアンケート調査においても「名古屋の誇り」という回答が最も多いなど市民愛着度の高い施設である。一方、本市では「名古屋城天守閣の木造復元」を検討しており、多額の投資（最大 505 億円）に向けた経営計画の策定が必要となっている。

そこで本業務では、天守閣を木造復元（竣工）した場合の①入場者数見込み及び収支計画の策定、②民間活力の導入検討、③課題整理、④入場者数増加策の検討、⑤経済波及効果の推計の調査を行う。

6 業務概要

以下のとおりとする。ただし、平成 30 年に名古屋城正門・東門前に開業予定である「金シャチ横丁」、名城公園に平成 29 年度に整備された便益施設「トナリノ」、名古屋城内に本部を構え場内での便益施設の運営を行う「一般財団法人名古屋城振興協会」及び平成 29 年度に発足した「一般財団法人中央日本総合観光機構」等の活動予定も踏まえ検討すること。また、本市が指定する内容の中間報告（サマリー等）を行うこと。

(1) 入場者数見込み調査及び事業収支計画の策定

ただし、本市が提供する想定入場者数に依存しないゼロベース検討を行うこと。

ア 入場者数見込み調査

本調査は、名古屋天守閣の木造復元した効果を客観的に数値化することにより、市民に対して、その効果を視覚的に明確化することを目的とする。調査とは、調査方法に即した調査票の設計、回収、集計、分析、課題抽出、報告書の作成をいう。

なお、調査については、以下の事項についての項目を確認の上、反映すること。

- ・現在の名古屋城来場者属性（来場動機・利用交通手段・市内観光施設への訪問意向など）

- ・木造天守閣（木造復元された天守閣をいう。以下同じ。）への来場意向
- ・将来人口の推計
- ・国内観光客、訪日外国人の推計（利用空港・市内観光施設訪問状況・国内訪問他都市・訪問動機など、また、個別調査対象とする国・都市名等が明らかな場合は明記するとともに訪名外国人の多い順位などに配慮すること。）
- ・リニア中央新幹線開業等の名古屋圏域の状況変化
- ・城観光の需要予測
- ・市内周辺観光施設等との相乗効果
- ・入場料の変更による入場者数への影響
- ・その他、必要な調査
- ・調査期間については、木造天守閣竣工後約 50 年（平成 83 年度まで）とし、調査可能期間が 50 年よりも短い場合は理由を付すこと。
- ・提案にあたっては、調査の方法を示すとともに、当該調査から導き出せる効果を明記すること。

イ 事業収支計画の策定

上記アで試算した入場者数見込み及び本市が提供する収支関係資料・条件をもとに、名古屋城天守閣を木造復元した場合の事業全体の収支計画を策定する（事業期間は平成 29 年度～平成 83 年度を予定）。また、算出した事業収支の改善策を提案し、その場合の収支見込みも併せて策定する。

(2) 民間活力の導入の検討

ア 管理運営にかかる民間活力の導入

本市が提供する情報（管理運営費等）をもとに、民間委託等の可能性を調査するとともに、委託した場合に費用削減できる事項の調査を実施し、経営効率化かつ市民サービスを向上できる方策の調査・提案を行う。

イ 便益施設及び収益事業にかかる民間活力の導入

名古屋城内は国の特別史跡に指定されており、建築物の新規設営は国の許可が必要となる。そこで場内の施設だけでなく、正門前駐車場や名城公園などの周辺都市公園など城外の本市既存施設等の利活用を含めた広範囲での民間活力の導入手法及び場内でのツアーやイベントなど特別史跡内での収益事業の強化策を調査する。

ウ 観光視点・家族視点などにかかる民間活力の導入

観光視点（市内の代表的観光施設という立地を活かした観光案内所設備の検討など）や家族視点（授乳室整備やベビーカー動線など）などに着目した課題や民間活力の導入方策や先行事例を調査する。

※ア・イ・ウにおける民間活力の導入実施にあたって補助制度などがある場合は、その制度の例示を行うこと

(3) 名古屋城に係る課題整理（法令整備、便益施設改善など）

特別史跡であり都市公園でもある名古屋城に係る関係諸法令について、専門的意見を聴取しながら要点整理を行うとともに、現在と未来の来場者属性の把握（年代・動機・来場頻度・利用交通手段・市内の他の観光施設への訪問意向など）及びトイレや休憩所など城内便益施設の老朽化改善

や入場者数増加時の需要(必要個数)調査など名古屋城の入場者数を増加させる要因の洗い出しを行う。

(4) 入場者数増加策の提案

6(2) 民間活力の導入及び6(3) 名古屋城に係る課題整理の調査を基礎として、入場者数を増加させるための方策と収支を均衡させるための方策を提案する。

(5) 経済波及効果調査

ア 6(1)から6(4)までの調査を踏まえ、名古屋城天守閣木造復元について、建築投資に係る経済波及効果、及び、観光産業における経済波及効果を調査する。

なお、観光産業における経済波及効果については、以下の時点での効果は原則必須とする。

- ・平成32年(東京オリンピック・パラリンピック開催年)
- ・木造天守閣竣工時
- ・木造天守閣竣工の翌年
- ・木造天守閣竣工から5年後時点
- ・木造天守閣竣工から10年後時点

イ 6(5)調査については、6「(1) 入場者数見込み調査及び事業収支計画の策定」で算出した入場者数を前提とする。

ウ その他、必要な調査

(6) 本市から提供するデータ

- ・過去の名古屋城の入場者数
- ・名古屋城の管理運営費用
- ・名古屋城内におけるアンケート調査結果(年1回程度実施)
- ・名古屋城天守閣木造復元に伴う本市積算の考え方 など

(7) 各分野の専門家から構成される会議体の意見聴取・監修の実施

① 内容

本調査は、金融系、観光系、都市計画系などさまざまな分野の専門家から構成される会議体の意見を反映(監修)したものにする。こと。

② その他

会議体の構成メンバーは、概ね5名(団体)を想定し(役職・氏名・専門分野を明記すること。)、専門家への報酬費については本業務に含むものとする。

なお、会議の開催回数は1回以上とし、会場については本市と協議の上決定する。会議の会場借り上げ費用は本業務に含むものとする。

7 その他運営上の要件

(1) 実施体制

統括責任者及び業務責任者を置き、業務全般の活動を一元化すること。

(2) 実施計画書の作成

契約締結後、実施スケジュール(実施計画書)を作成し提出すること。

(3) 業務完了報告書の作成

事業実施後において、業務完了報告書を作成し、提出すること。

8 成果物

(1) 調査及び報告

中間報告・最終報告については、提出する報告書・記録媒体は次の形式とする。なお、6（1）入場者数見込み調査については、平成29年12月28日までに中間報告として提出すること。

- ・報告書：30部（A4版）

- ・報告書データを格納した記録媒体：2部

※報告書（本文、資料、グラフ、表を含む。）の電子データの形式は、Microsoft Word / Microsoft Excel 形式及び Adobe Acrobat 形式（PDFファイル）に加工したデータで作成すること。

9 著作権等について

- (1) 本業務により納品される成果物の著作権等の権利は、本市に帰属する。
- (2) 受託業者は、本業務により納品される成果物が第三者の著作権及び肖像権その他の権利を侵害していないことを保証し、万が一権利の侵害があった場合には無償にて再制作する。
- (3) 本業務により納品される成果物について、万が一第三者から権利の主張、異議、苦情、損害賠償請求等が生じた場合には、受託業者の責任と負担においてこれを処理する。

10 その他

- (1) 調査実施及び報告書作成にあたっては、本市の指示を受け行うこととする。
- (2) 本業務の履行に当たっては、本市契約規則、契約書及び本仕様書等を遵守し、指揮管理を徹底して、本市に損害を生じせしめないよう留意すること。
- (3) この仕様書に定めのないことで、本件業務を行う上で本市が特に必要と認めたことについては、契約金額の範囲内で実施すること。
- (4) 受託者は、業務上知り得た秘密を漏らしてはならない。委託期間終了後も同様とする。
- (5) 受託者は、業務の履行に関して、社会通念上、市民から信用を失墜するような行為を行ってはならない。
- (6) この契約による事務の処理の委託を受けた者は、この契約の事務を処理するにあたり、別添「妨害又は不当要求に対する届出義務」、「情報取扱注意項目」、「障害者差別解消に関する特記仕様書」及び「談合その他の不正行為に係る特約条項」のほか関係法令を遵守しなければならない。
- (7) 契約書及び本仕様書に明記されていない事項については、受託者は本市と協議し、その指示に従うこと。また、業務の遂行において実施内容等について変更があった場合や疑義が生じた場合であっても同様とする。
- (8) 本事業の実施途中で問題、事故等が発生した場合については、直ちに本市へ連絡・協議するとともに、受託者の責任において解決を図ること。

妨害又は不当要求に対する届出義務に関する特記仕様書

- 第 1 受託者は、契約の履行に当たって、暴力団又は暴力団員等から妨害（不法な行為等で、業務の履行の障害となるものをいう。）又は不当要求（金銭の給付等一定の行為を請求する権利若しくは正当な利益がないにもかかわらずこれを要求し、又はその要求の方法、態様若しくは程度が社会的に正当なものと認められないものをいう。）を受けた場合は、本市へ報告し、警察に被害届を提出しなければならない。
- 第 2 受託者が前号に規定する妨害又は不当な要求を受けたにもかかわらず、前号の報告又は届出を行わなかった場合は、競争入札による契約又は随意契約の相手方としない措置を講じることがある。

情報取扱注意項目

(基本事項)

- 第 1 この契約による事務の処理（以下「本件業務」という。）の委託を受けた者（以下「乙」という。）は、本件業務を履行するに当たり、情報保護の重要性を認識し、情報の適正な保護及び管理のために必要な措置を講じるとともに、個人の権利利益を侵害することのないようにしなければならない。

(関係法令等の遵守)

- 第 2 乙は、本件業務を履行するに当たり、本市情報あんしん条例（平成 16 年本市条例第 41 号。以下「あんしん条例」という。）、本市個人情報保護条例（平成 17 年本市条例第 26 号。以下「保護条例」という。）その他関係法令を遵守しなければならない。

(適正管理)

- 第 3 乙は、本件業務に関して知り得た本市（以下「甲」という。）から取得した情報及び委託の趣旨に基づき市民等から取得した情報（これらを加工したものを含み、委託の趣旨に基づき甲に提供される予定のものに限る。以下「取得情報」という。）の漏えい、滅失又は改ざんの防止その他の取得情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(機密情報の取扱いに関する特則)

- 第 4 乙は、本件業務を処理するために、機密情報（本市情報あんしん条例施行細則（平成 16 年本市規則第 50 号。以下「あんしん条例施行細則」という。）第 28 条第 1 項第 1 号に規定する機密情報をいう。以下同じ。）を収集するときは、当該業務を処理するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により収集しなければならない。

(第三者への提供及び目的外使用の禁止)

- 第 5 乙及び本件業務に従事している者又は従事していた者は、取得情報を正当な理由なく第三者に知らせ、又は当該業務の目的外に使用してはならない。
- 2 前項の規定は、契約の終了（契約を解除した場合を含む。以下同じ。）後においても同様とする。

(再委託の禁止又は制限等)

- 第 6 乙は、甲の承認を得ることなく、本件業務を第三者に委託してはならない。
- 2 乙は、本件業務を第三者に委託する場合は、取得情報の取扱いに関し、この契約において乙が課せられている事項と同一の事項を当該第三者に遵守させなければならない。
- 3 乙は、機密情報の取扱いを伴う本件業務を委託した第三者からさらにほかの第三者に委託（以下「再々委託」という。）させてはならない。ただし、再々委託することにやむを得ない理由がある場合であって、甲が認めたときはこの限りではない。

(複写及び複製の禁止)

- 第 7 乙は、甲から指示又は許可された場合を除き、取得情報が記録された資料及び成果物（甲の指示又

は許可を受けてこれらを複写し、又は複製したものを含む。以下同じ。)を複写し、又は複製してはならない。

(情報の返却・廃棄)

第 8 乙は、甲の承認を得た場合を除き、取得情報が記録された資料のうち甲から取得したものを契約の終了までに返却しなければならない。

2 乙は、保有する必要がなくなった取得情報を確実かつ速やかに切断、溶解、消磁その他の復元不可能な方法によって処分しなければならない。ただし、甲の承認を得た場合はこの限りではない。

(情報の授受)

第 9 取得情報並びに取得情報が記録された資料及び成果物の授受は、すべて甲の指名する職員と乙の指名する者との間において行うものとする。

(報告等)

第 10 乙は、甲が取得情報の保護のために実地調査をする必要があると認めたときは、これを拒んではならない。また、甲が取得情報の保護について報告を求めたときは、これに応じなければならない。

2 乙は、取得情報の漏えい、滅失又は改ざん等の事故が生じ、又は生ずるおそれがあることを知ったときは、直ちに甲に報告し、甲の指示に従わなければならない。

(従事者の教育)

第 11 乙は、本件業務に従事している者に対し、あんしん条例、あんしん条例施行細則及びこれらに基づく諸規程を周知するなど、情報の保護に関し十分な教育を行わなければならない。

2 乙は、本件業務が個人情報を取り扱う業務である場合、当該業務に従事している者に対し、保護条例に規定された罰則の内容を周知しなければならない。

3 乙は、情報の取扱いに関するマニュアルを作成し、本件業務に従事している者に対し、その内容並びに守秘義務に関する事項及び情報の目的外利用の禁止又は制限に関する事項を周知しなければならない。

(契約解除及び損害賠償等)

第 12 甲は、乙が情報取扱注意項目に違反していると認めたときは、次の各号に掲げる措置を講じることができる。

(1) 契約を解除すること。

(2) 損害賠償を請求すること。

(3) 取得情報が漏えいし、市民の権利が害されるおそれがあると認めるときは、あんしん条例第 34 条の規定に基づきその旨を公表すること。

2 前項第 2 号及び第 3 号の規定は、契約の終了後においても適用するものとする。

(別添)

障害者差別解消に関する特記仕様書

(対応要領に沿った対応)

- 第 1 条 この契約による事務事業の実施（以下「本件業務」という。）の委託を受けた者（以下「受託者」という。）は、本件業務を履行するに当たり、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成 25 年法律第 65 号。以下「法」という。）及び愛知県障害者差別解消推進条例（平成 27 年愛知県条例第 56 号）に定めるもののほか、障害を理由とする差別の解消の推進に関する名古屋市職員対応要領（平成 28 年 1 月策定。以下「対応要領」という。）に準じて、不当な差別的取扱いの禁止、合理的配慮の提供その他障害者に対する適切な対応を行うものとする。
- 2 前項に規定する適切な対応を行うに当たっては、対応要領にて示されている障害種別の特性について十分に留意するものとする。

(対応指針に沿った対応)

- 第 2 条 前条に定めるもののほか、受託者は、本件業務を履行するに当たり、本件業務に係る対応指針（法第 11 条の規定により主務大臣が定める指針をいう。）に則り、障害者に対して適切な対応を行うよう努めなければならない。

談合その他の不正行為に係る特約条項

(談合その他の不正行為に係る名古屋市の解除権)

第 1 条 名古屋市は、受託者がこの契約に関して次の各号のいずれかに該当したときは、契約を解除することができる。

- (1) 受託者が、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第 3 条、第 6 条、第 8 条又は第19条の規定に違反（以下「独占禁止法違反」という。）するとして、独占禁止法第49条に規定する排除措置命令又は第62条第 1 項に規定する納付命令を受け、当該命令が確定したとき。
 - (2) 受託者又は受託者の役員若しくは受託者の使用人が、刑法（明治40年法律第45号）第96条の 6 若しくは第1 9 8条又は独占禁止法第89条第 1 項、第90条第 1 号若しくは第 2 号若しくは第95条第 1 項第 1 号に規定する罪を犯し、刑に処せられた（刑の執行が猶予された場合を含む。以下同じ。）とき。
 - (3) 前 2 号に規定するもののほか、受託者又は受託者の役員若しくは受託者の使用人が、独占禁止法違反行為をし、又は刑法第96条の 6 若しくは第1 9 8条の規定に該当する行為をしたことが明らかになったとき。
- 2 前項各号のいずれかに該当し、かつ、名古屋市が契約を解除した場合における当該契約解除に係る違約金の徴収については、名古屋市契約規則（昭和39年名古屋市規則第17号）（以下「契約規則」という。）第45条第 2 項又は第 3 項の規定に基づく本約款の手続によるものとする。

(談合その他の不正行為に係る賠償額の予定)

第 2 条 受託者がこの契約に関して前条第 1 項各号のいずれかに該当したときは、名古屋市が契約を解除するか否かにかかわらず、受託者は、契約金額に100分の20を乗じて得た額の賠償金に、契約金額の支払が完了した日から賠償金の支払日までの日数に応じて契約締結の日における契約規則第46条の 2第 1項に定める割合による利息を付して支払わなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

- (1) 前条第 1 項第 1 号及び第 3 号のうち、独占禁止法違反行為が、独占禁止法第 2 条第 9 項に基づく不公正な取引方法（一般指定）（昭和57年 6 月18日公正取引委員会告示第15号）第 6 項で規定する不当廉売の場合など名古屋市に金銭的損害が生じない行為として、受託者がこれを証明し、そのことを名古屋市が認めるとき。
 - (2) 前条第 1 項第 2 号のうち、受託者又は受託者の役員若しくは受託者の使用人が刑法第1 9 8条に規定する罪を犯し刑に処せられたとき、又は同項第 3 号のうち、刑法第1 9 8条の規定に該当する行為をしたことが明らかになったとき。ただし、受託者又は受託者の役員若しくは受託者の使用人が刑法第96条の 6 の規定にも該当し、刑に処せられたとき（同項第 3 号については、刑法第96条の 6 の規定に該当する行為をしたことも明らかになったとき。）を除く。
- 2 第 1 項に規定する場合において、受託者が共同企業体であり、既に解散しているときは、名古屋市は、受託者の代表者であった者又はその構成員であった者に同項に規定する賠償金及び利息の支払を請求することができる。この場合において、受託者の代表者であった者及びその構成員であった者は、連帯して支払わなければならない。
- 3 第 1 項の規定にかかわらず、名古屋市に生じた損害の額が同項に規定する賠償金の額を超える場合は、名古屋市は、受託者に対しその超過分につき賠償を請求することができる。
- 4 前 3 項の規定は、この契約による履行が完了した後においても適用するものとする。

「名古屋城天守閣木造復元に向けた調査業務委託」に係る質問回答

※提出された質問は、以下の項目で全てとなります。

項目	質問内容	回答
仕様書 2 ページ目上から 2 行目 6 業務概要 (1)入場者見込み調査及び事業 収支計画の策定 ア 入場者数見込み調査	・「将来人口の推計」の記述があります。 ・貴市では「将来人口の推計」を既に実施しており、それを活用することを念頭に置きたいと考えていますが、新規に推計する必要はありますか。 ・また、貴市の最新の「将来人口の推計」は平成 72 年まで行っていますが、仮にこの推計値を使う場合は平成 72 年以降のデータはトレンドや横ばいといった設定になりますがよろしいでしょうか。	・今回のプロポーザルの趣旨は、長期の入場者見込み及び事業収支計画を行政とは異なる第三者機関の視点・ノウハウにより算出していただくことを目的としております。 ・新規に推計する必要があるについては、本市の将来人口の推計よりも精度が高くなるものでしたら実施してください。 ・本市の推計は平成 72 年となっておりますが、それ以降の推計については、受託者のノウハウで推計してください。その判断としてトレンドや横ばいということであれば、トレンドや横ばいの設定で提案いただければ結構です。
仕様書 2 ページ目上から 17 行目 6 業務概要 (1)入場者見込み調査及び事業 収支計画の策定 イ 事業収支計画の策定	・・・・収支計画を策定する（事業期間は平成 29 年度～平成 83 年度を予定）。の記述あります。 ・本業務委託の目的は、名古屋城天守閣を木造復元した場合の「入場者数見込み及び収支計画の策定」・・・とあります。天守閣木造復元は平成 33 年度からですが、「平成 29 年度」から事業収支計画を策定する意図をお教えてください。	・天守閣の木造復元竣工は平成 34 年 12 月を予定しております。 ・本市では竣工後の入場者数は工事期間中の入場者数の動向の影響を受けていると考えています。また、工事期間中の影響をどのように捉えているのかについても確認したいと考えているため、平成 29 年度以降の事業収支計画の策定を求めるものです。 ・また、当該事業に係る経費については、入場

		料収入で賄う計画であるが、併せて起債の発行も予定している。起債申請の際には、事業着手以降の事業収支計画の報告が必要であることから、今回の要件としたものです。
仕様書 2 ページ目下から 3 行目 6 業務概要 (3) 名古屋城に係る課題整理 (法令整備、便益施設改善など)	・名古屋城に係る「関連諸法令」とは具体的に何を指しますか。 ・これらの全てを対象に要点整理を行うのではなく、「特定のポイント」について整理をおこなうとの理解でよろしいでしょうか。 ・また、「特定のポイント」は発注者と協議して決定するという認識でよろしいでしょうか。	・具体的には、「文化財保護法」、「都市公園法」、「建築基準法」、「消防法」とそれに関連する条例などを想定しております。 ・名古屋城に係る課題整理については、提案内容を踏まえ、調査を進めていく中で、具体的な内容を本市と協議の上、決定させていただきたく存じます。
仕様書 3 ページ目上から 10 行目 6 業務概要 (5) 経済波及効果調査	・観光産業における経済波及効果の算定時点について、経済波及効果は木造天守閣復元による観光への効果（利用者の増分への効果）を定量的に算定する目的と認識しています。 ・平成 32 年（東京オリンピック・パラリンピック開催年）時には「木造天守閣復元」は含まれていませんので、業務目的である「木造天守閣復元」の効果は算定できません。平成 32 年時の経済波及効果の算定の位置づけは何を想定していますか。	・平成 32 年時には天守閣は竣工しておりませんが、主要な設計業務等の工程は終了し、天守閣の復元工事（木工事）に着手し、見学施設の開設など他の年度では見ることができない工程を進めている段階と考えております。その際の経済波及効果の算定を想定しております。